平成２４年（フ）第１５６号
相模原市中央区共和３丁目５番６号
債務者　本田　　満
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６４号
神奈川県座間市南栗原６丁目25番45―402号ジュネパレス座間第６
債務者　野嶋　　登
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６７号
相模原市中央区並木２丁目２番10―101号
債務者　向嶋　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１６８号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目35番11号シャトル２―103
債務者　齋藤　　愛（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１７９号
神奈川県座間市小松原１丁目26番13号　メイプルＶ204号
債務者　檜野　長志
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８０号
相模原市緑区相原４丁目１番24号　ハイム川端103
債務者　髙橋　惠子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１８１号
相模原市緑区相原４丁目１番24号　ハイム川端103
債務者　髙橋　隆司
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３８号
静岡県伊豆の国市南江間1389番地の１　橋本借家
債務者　兵井　一彦
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７１３号
名古屋市瑞穂区豊岡通３丁目43番地の１コーポユタカ102号
債務者　井本　健夫
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５号
愛知県犬山市大字犬山字西林崎27番地７
債務者　与座　綾子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５０号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地50棟502号
債務者　山口　孝夫
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８１号
愛知県岡崎市明大寺町字出口68番地１　Ｌａｇｒａｃｉｅｕｓｅ明大寺301、前住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地５　メープルタワー竜美ヶ丘アネックス904
債務者　蜂須賀江理
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
愛知県岡崎市栄町２丁目４番地　レオパレス栄103
債務者　長縄　憲弘
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
京都市西京区川島粟田町47番地２
債務者　土田　雅之
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２０号
京都市中京区聚楽廻東町21番地12
債務者　駒田　竜也
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
京都市南区唐橋平垣町24番地　八条団地５棟305号
債務者　久保ひさ子
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
京都府城陽市富野乾垣内20番地の37、前住所滋賀県大津市大平２丁目17番17号
債務者　中村　朗夫
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係